PECSED BU-BELLE

第49号(令和5年3月)



【発行】 やまぐち食の安心・安全推進協議会

(事務局)山口県環境生活部生活衛生課 753-8501 山口市滝町1-1

TEL:083-933-2974/FAX:083-933-3079

E-mail: a15300@pref.yamaguchi.lg.jp

©山口県

有毒植物による食中毒にご用心

例年、春先から初夏にかけて、有毒な成分を含む植物の誤食による食中毒が多発しています 食用と確実に判断できない植物は、絶対に**採らない、食べない、売らない、人にあげない**ようにしましょう

食用と間違えやすい有毒植物の例

スイセン・スノーフレーク





(厚生労働省「自然毒のリスクプロファイル:高等植物:スイセン類」及び「自然毒のリスクプロファイル:高等植物:スノーフレーク」を加工して作成)

中毒症状

- ▶食後30分以内で、吐き気、おう吐、頭痛など
- ▶スイセンでは、下痢、唾液過多、発汗、昏睡、 低体温なども

間違えやすい食用植物

▶ニラ、ノビル、タマネギ など

イヌサフラン





(厚生労働省「自然毒のリスクプロファイル:高等植物:イヌサフラン」を加工して作成)

中毒症状

- ▶おう叶、下痢、皮膚の知覚減退、呼吸困難
- ▶重症の場合は、死亡することもある

間違えやすい食用植物

- ▶葉: ギョウジャニンニク、ギボウシ
- ▶ 球根: ジャガイモ、タマネギ など

有毒植物による食中毒防止5か条

- 1. 新芽や根だけで種類を見分けることは、難しいことを知る
- 2. 専門家の指導の下で、正しい知識を身に付ける
- 3. 山菜採りでは、有毒種が混入しないよう注意する
- 4. 正しい調理をする(ワラビのアク抜きやジャガイモの芽の除去など)
- 5. 食べられる種類かはっきり分からないものは絶対食べない

知らない野草を食べて体調が悪くなったら、すぐに医師の診察を受けてください! その際、原因と思われる有毒植物が残っている場合は、持参して治療の参考にしてもらいましょう!



令和5年度

山口県食の安心モニターを募集します!



山口県では、日常の買い物を通じて食品表示や衛生管理などを モニタリングしていただく「山口県食の安心モニター」を募集します。

活動内容について

- **▶ 日常の購買活動を通じ、食品表示や衛生管理等のモニタリング ▶ 活動状況の定期報告**
- ➤ モニタリングで発見した、不適正な食品の取扱等の通報
- ▶ 研修会等への参加
- ▶ 地域住民からの食の安心・安全に関する相談等への対応(県の窓口への取次) 等





モニタリングの様子



研修会の様子(ビデオ視聴による施設見学)

特別を資格や経験は不要です

- ・食品表示などについての基礎知識は、山口県から 提供されます
- また、研修会等で必要な知識を得ることができます

自分のペースで活動できます

- ・モニタリングは日常の買い物に合わせて行います
- ・仕事をされている方や学生の方、子育て中の方にも ご活躍いただけます

応募について





任 期

委嘱日~令和6年3月31日まで

応募資格・人員

県内にお住まいの18歳以上の方 40人

応募方法

- ・所定の応募申込書に必要事項を記入の上、お住まいの市または町の 消費者行政担当課にお申込みください
- ・また、やまぐち電子申請サービスによる応募も可能です

やまぐち電子申請サービスによる応募はこちらから!



応募申込書の入手方法

市町の消費者行政担当課、山口県生活衛生課、県民局、健康福祉センターに用意してあるほか、インターネットでも入手できます

応募期間 3月10日(金) 4月6日(木)



「やまぐち食の安心・安全情報誌」が web で読めます!



